

光市記者発表資料

令和5年5月15日

件名

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の実施について

内容

食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給いたします（国制度、所得（収入）制限あり）。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

1 支給対象者

（１）ひとり親世帯分

- ア 令和5年3月分の児童扶養手当受給者
- イ 公的年金受給者（公的年金給付などを受給しているため令和5年3月分の児童扶養手当を受給していない人）
- ウ 食費等の物価高騰の影響による家計急変者（収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となった人）

（２）ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分

- ア 令和4年度の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）を受給した人
- イ 食費等の物価高騰の影響による家計急変者（令和5年1月1日以降の収入が住民税(均等割)非課税相当の収入となった人）

2 給付額

児童1人につき5万円

3 申請

①令和5年3月分の児童扶養手当受給者、令和4年度の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）を受給した人（上記1の（１）アと（２）ア）は、申請不要です。

※対象者には、案内文を送付した上で5月31日（水）に支給します。

②上記①以外の方が給付を受けるためには、申請が必要です（申請期限：令和6年2月29日）。詳細は、市ホームページに掲載します。

問合せ

担当課 光市福祉保健部 子ども家庭課 子育て支援係
担当者 中原 陽子、田村 由佳
電話 (0833) 74-3009

ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) のご案内

ひとり親世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施します！

1. 支給対象者

■ 以下の①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方
- ② 公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)
- ③ 食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変している、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入の方

※ 上記②又は③に該当する場合であっても、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯対象の子育て世帯生活支援特別給付金の支給を既に受けている場合は、本給付金の支給は受けられません。

2. 支給額

児童1人当たり一律 **5万円**

■ 支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

* お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ こども家庭庁コールセンター

0120-400-903 (受付時間：平日9:00～18:00)

■ 光市役所

「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」窓口

0833-74-3009 (受付時間：平日8:30～17:15)

3. 給付金の支給手続き

■ 令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方（表面1の①に該当する方）

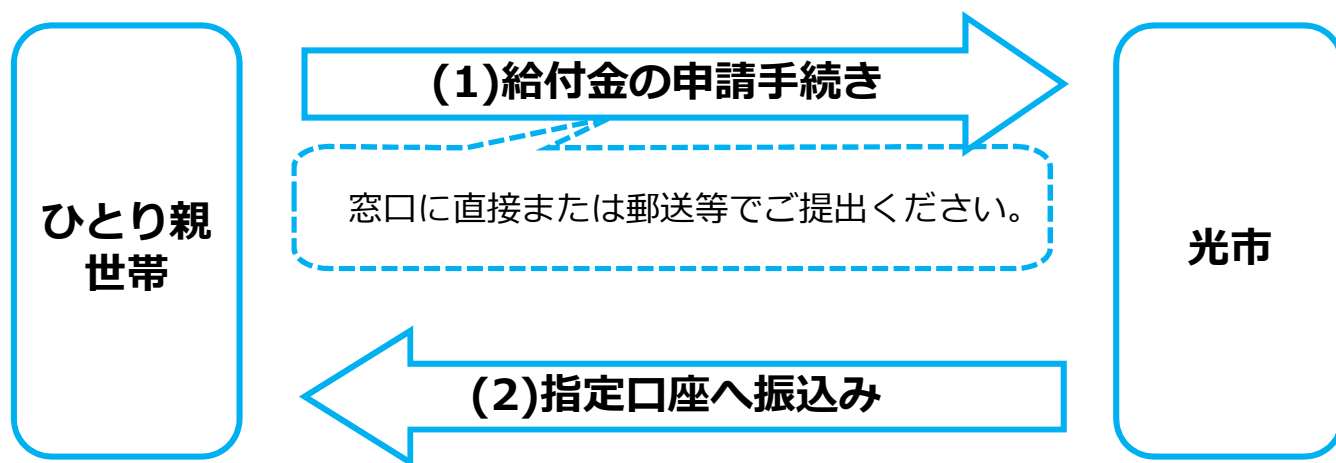
- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ **5月頃**、児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書（様式は市ホームページ掲載）を提出してください。
- ※ 児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

■ 上記以外の方（表面1の②又は③のいずれかに該当する方）

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに光市の**窓口**に**直接**、または**郵送等**でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に**可能な限り速やかに**振り込みます。



「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の
“**振り込め詐欺**”や“**個人情報の詐取**”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村やこども家庭庁（の職員）などのかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。

～大切なお知らせ～



ひとり親世帯（令和5年度の給付金を受取済み）でない 子育て世帯生活支援特別給付金 のご案内

子育て世帯の支援のため、**給付金の支給**を実施します！

1. 支給対象者

①または②に当てはまる方（※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）

① **令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金（前回の給付金）の支給対象者**であった方
（申請の要否に関わらず、前回の給付金を受け取った方又は受取を拒否した方）

②

- 令和5年3月31日時点で
18歳未満の児童（障害児の場合、**20歳未満**）
を養育する父母等
（※令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。）
であって
- 令和5年1月1日以降に家計が急変し、
住民税非課税相当の収入となった方

2. 支給額

児童1人当たり 一律 5万円

- 支給にあたっては、**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。
必ず裏面の支給手続きをご確認ください。
＊お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ こども家庭庁コールセンター

0120-400-903 （受付時間：平日9:00～18:00）

■ 光市役所「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分以外）」窓口

0833-74-3009 （受付時間：平日8:30～17:15）



3. 給付金の支給手続き

I. 令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」の支給対象者であった方

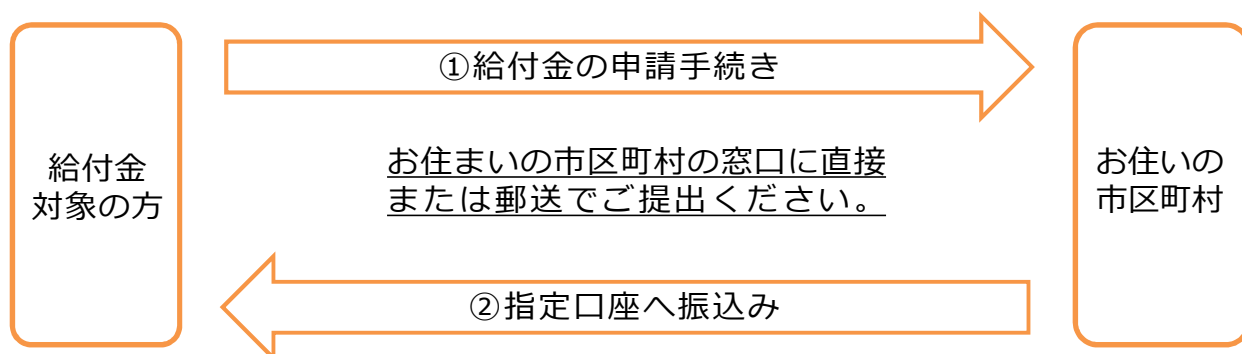
- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取ることができます。
- ▶ 市区町村ごとに可能な限り速やかに、令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金を支給した口座（令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給していた口座等）に振り込みます。

【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合、受給拒否届出書を市区町村に提出ください。
- ※ 令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

II. 上記以外の方（例. 家計が急変した方）

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともにお住まいの市区町村の**窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。



「子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村やこども家庭庁（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。